

川口市立科学館運営審議会委員名簿

任期：令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

区 分	氏 名	所 属 先 等
知識経験者	渡 邊 鉄 哉	国立天文台 名誉教授
	星 野 恒 治	並木2丁目町会 顧問
	小 松 和 人	(株)こまむぐ 代表取締役
学校教育関係者	高 橋 宣 光	学校法人光和学園 みつわ幼稚園 園長
	河 口 典 久	川口市立鳩ヶ谷小学校 校長
	功 刀 幸 代	川口市立戸塚西中学校 校長
	吉 岡 靖 久	川口市立高等学校 政策アドバイザー
社会教育関係者	永 瀬 友美子	市民公募
	小 石 雄 一	上青木地区連合町会長
	田 實 俊 昭	川口市子ども会連絡協議会 副会長
	郡 豊	川口市立芝西中学校陽春分校 教諭

○川口市立科学館設置及び管理条例

平成14年12月24日条例第56号

改正

平成18年 3 月24日条例第24号

平成26年 3 月20日条例第40号

平成31年 3 月18日条例第29号

川口市立科学館設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 本市は、市民の宇宙その他の科学に対する理解を深め、もって科学知識の普及及び啓発並びに未来社会に対応した創造性豊かな青少年の育成を図ることを目的として、川口市立科学館(以下「科学館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 科学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川口市立科学館	川口市上青木 3 丁目12番18号

(施設)

第 3 条 科学館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 科学展示施設
- (2) プラネタリウム施設
- (3) 天文台施設

(管理)

第 4 条 科学館は、川口市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(業務)

第 5 条 科学館の業務は、次のとおりとする。

- (1) プラネタリウム及び天文台の公開及び運用に関すること。
- (2) 宇宙その他の科学に関する資料等の展示に関すること。
- (3) 宇宙その他の科学に関する資料の収集、調査及び研究に関すること。
- (4) 宇宙その他の科学に関する活動の奨励、指導及び助言に関すること。
- (5) 宇宙その他の科学に関する講座及び講演会の開催等科学教育の普及に関すること。

(6) 科学館のネットワークシステムの管理及び運用に関すること。

(7) その他科学館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(職員)

第6条 科学館に館長その他必要な職員を置く。

(入場料等)

第7条 科学展示施設に入場しようとする者は別表第1に定める入場料を、プラネタリウム施設を利用しようとする者は別表第2に定める観覧料を納付しなければならない。

2 教育委員会は、1年間を通して科学展示施設に入場できる入場券（以下「年間入場券」という。）を別表第1に定める区分により、同表に定める金額をもって発行することができる。

3 前項の規定により年間入場券の発行を受けた者は、第1項の規定にかかわらず、入場の際に当該年間入場券を提示することにより、科学展示施設に入場することができる。

4 教育委員会は、1年間を通してプラネタリウム施設を利用できる観覧券（以下「年間観覧券」という。）を別表第2に定める区分により、同表に定める金額をもって発行することができる。

5 前項の規定により年間観覧券の発行を受けた者は、第1項の規定にかかわらず、利用の際に当該年間観覧券を提示することにより、プラネタリウム施設を利用することができる。

6 鉄道模型を利用しようとする者は、第1項に定める入場料を納付し、又は第2項に定める年間入場券を提示して科学展示施設に入場した後、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

(入場料及び観覧料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の入場料及び観覧料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市内の小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒及びこれらの引率者が学校の教育課程として利用するとき。

(2) 市内の幼稚園の幼児及び引率者が幼稚園の教育課程として利用するとき。

(3) 市内の保育所の幼児及び引率者が保育計画に基づく行事等として利用するとき。

(4) 教育目的で開催される行事等に利用する場合で、市長が認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(入場料等の不還付)

第9条 既納の入場料、観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、科学展示施設に入場する者及びプラネタリウム施設を利用する者の責めに帰することができない理由により科学館を利用する

ことができないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の禁止等)

第10条 教育委員会は、科学館内の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(損害賠償)

第11条 科学館を利用する者は、その責めに帰すべき理由により施設等を毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、科学館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第7条から第11条までの規定は、同年5月3日から施行する。

(川口市立児童文化センター設置及び管理条例の廃止)

- 2 川口市立児童文化センター設置及び管理条例（昭和35年条例第17号）は、廃止する。

附 則（平成18年3月24日条例第24号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第40号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の川口市立科学館設置及び管理条例第7条第2項の規定により発行された同項に規定する年間入場券及び同条第4項の規定により発行された同項に規定する年間観覧券については、同日以後においても利用することができる。

附 則（平成31年3月18日条例第29号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の川口市立科学館設置及び管理条例第7条第2項の規定により発行された同項に規定する年間入場券及び同条第4項の規定により発行された同項に規定する年間観覧券については、同日以後においても利用することができる。

別表第1（第7条関係）

利用区分	入場料		年間入場券
	個人	団体（20人以上）	個人
一般	210円	1人につき 160円	830円
中学生 小学生	100円	1人につき 80円	410円

備考

- 1 「一般」とは、中学生、小学生及び小学校就学前の者以外の者をいう。
- 2 小学校就学前の者は、無料とする。

別表第2（第7条関係）

利用区分	観覧料		年間観覧券
	個人	団体（20人以上）	個人
一般	410円	1人につき 330円	1,670円
中学生 小学生 小学校就学前の者	210円	1人につき 160円	830円

備考

- 1 「一般」とは、中学生、小学生及び小学校就学前の者以外の者をいう。
- 2 小学校就学前の者でプラネタリウムの座席を使用しないものは、無料とする。

別表第3（第7条関係）

単位	使用料
1回につき	100円

○川口市立科学館管理規則

平成15年 3 月20日教育委員会規則第 9 号

改正

平成17年 3 月 3 日教育委員会規則第 2 号

平成18年 3 月24日教育委員会規則第13号

平成22年 3 月19日教育委員会規則第 3 号

平成25年12月 2 日教育委員会規則第17号

平成31年 3 月19日教育委員会規則第 9 号

川口市立科学館管理規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川口市立科学館設置及び管理条例（平成14年条例第56号。以下「条例」という。）第12条の規定により、川口市立科学館（以下「科学館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第 2 条 科学館の開館時間は、午前 9 時30分から午後 5 時までとする。ただし、科学館に入館できる時間（以下「入館時間」という。）は、午前 9 時30分から午後 4 時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要と認めるときは、同項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。

(プラネタリウム施設の投影日及び時間)

第 3 条 プラネタリウム施設の投影日及び時間は、教育委員会が別に定める。

(天文台施設の利用)

第 4 条 天文台施設の利用については、教育委員会が別に定める。

(鉄道模型の定期運行日及び時間)

第 5 条 鉄道模型の定期運行日及び時間は、教育委員会が別に定める。

(休館日)

第 6 条 科学館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日

(2) 12月29日から翌年 1 月 3 日まで

(3) 館内整理日（8 月及び12月を除く毎月最終火曜日。ただし、その日が休日又は第 1 号に掲げる日に当たるときは、その直後の土曜日、日曜日、休日又は第 1 号に掲げる日でない日）

(4) 特別整理期間（毎年 4 回各 5 日以内で教育委員会が定める期間をいう。）

(入場及び観覧手続)

第7条 条例第7条第1項の規定に基づき入場料を納入したときは、様式第1号の入場券又は様式第2号の団体入場券を、観覧料を納入したときは、様式第3号の観覧券又は様式第4号の団体観覧券をそれぞれ交付する。

- 2 条例第7条第2項に規定する年間入場券は、様式第5号のとおりとし、当該券の発行を希望する者は、様式第6号の申込書を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 条例第7条第4項に規定する年間観覧券は、様式第5号のとおりとし、当該券の発行を希望する者は、様式第6号の申込書を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により入場券、団体入場券、観覧券又は団体観覧券（以下「入場券等」という。）の交付を受けた者は、所定の場所において係員に入場券等を提示し、改札を受けなければならない。
- 5 第2項又は第3項の規定により年間入場券又は年間観覧券（以下「年間入場券等」という。）の交付を受けた者は、所定の場所において係員に年間入場券等を提示し、改札を受けなければならない。

(入場料及び観覧料の免除)

第8条 教育委員会は、条例第8条第1号、第2号若しくは第3号に該当するとき又は同条第4号又は第5号に該当する場合であつて市又は教育委員会が主催し、又は共催する行事等に利用するときの入場料及び観覧料（以下「入場料等」という。）を免除する。

(入場料等減免手続)

第9条 条例第8条の規定により入場料等の減額又は免除を受けようとする者は、様式第7号の申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、条例第8条第5号に該当する場合であつて別に定めるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定による申請書の提出は、条例第8条第1号から第3号までに該当する場合で、教育委員会が特に認めるときは、当該各号に該当する旨の申出をもってこれに代えることができる。
- 3 第1項の申請書は、利用しようとする日の1週間前までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(入場料等減免承認)

第10条 教育委員会は、前条の規定による申請を承認したときは、様式第8号の承認書を申請者に交付するものとする。ただし、前条第2項に該当する場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定により承認書の交付を受けた者は、科学館内を見学利用する際にその承認書を提示しなければならない。

(入館の制限)

第11条 条例第10条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある物品又は動物を携帯する者
 - (3) 管理上必要な指示に従わない者
 - (4) その他科学館内の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者
- (寄贈及び寄託)

第12条 教育委員会は、科学館における展示物の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 展示物を寄贈又は寄託しようとする者は、教育委員会に申し出てその承認を受けなければならない。
- 3 教育委員会は、寄託を受けた展示物（以下「受託品」という。）を善良な管理者の注意をもって保管するものとする。
- 4 受託品の受託期間は、その都度、寄託者と協議して定める。
- 5 受託品が災害等の不可抗力の事由により損傷し、又は滅失したときは、教育委員会は損害賠償の責めを負わないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年5月3日から施行する。ただし、次項の規定については、同年4月1日から施行する。
- (川口市立児童文化センター設置及び管理条例施行規則の廃止)
- 2 川口市立児童文化センター設置及び管理条例施行規則（昭和42年教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月3日教委規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日教委規則第13号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日教委規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月2日教委規則第17号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日教委規則第9号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○川口市立科学館運営審議会条例

平成17年 3 月 25 日 条例第15号

川口市立科学館運営審議会条例

(設置)

第 1 条 科学館の円滑な運営を図るため、川口市立科学館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、科学館の運営に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 8 条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、教育局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

第5次

川口市 総合計画

人としごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口

後期基本計画 2021 ▶▶▶ 2025

概要版

令和3年度

令和7年度

令和3年4月
川 口 市

3 将来都市像と6つのめざす姿

(将来都市像を実現するため、基本理念に則り、ⅠからⅥまでの「めざす姿」を定めます)

将来都市像

人と しごとが輝く しなやかで

本市は「鋳物のまち」として全国に名を馳せてきました。鋳物には美観だけでなく「造形の自由度（しなやかさ）」「強靱で堅牢である（たくましさ）」等の優れた特質があります。また、同じく本市の特産である植木をはじめとする緑も「（しなやかでたくましい）生命力」の象徴といえます。

将来都市像で示した「しなやかさ」と「たくましさ」は、本市に受け継がれた伝統技術

めざす姿Ⅰ

全ての人にやさしい
“生涯安心なまち”

少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進む現代社会においては、より一層、地域社会における支え合いが大切です。

本市は地域の特性に応じて、子育て・高齢者福祉サービスの充実、保健施策のさらなる推進、医療体制の充実を図ります。さらに、市民、地域、行政が一体となって、互いに支え合う環境を整えることで、全ての人が、全てのライフステージにおいて健康で安心して暮らせるまちをめざします。

めざす姿Ⅱ

子どもから大人まで
“個々が輝くまち”

教育は、ひとづくりとまちづくりの根幹であり、大切なものです。学校教育の場において「不易流行」の考えのもと、学校の教育力と指導力の向上を図り、子どもたちがのびのびと学べる環境をつくるなかで、本市は知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざすとともに、しなやかさとたくましさをもった人材を育てる教育都市をめざします。

さらに、市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対しては、自己実現をめざすための支援を行い、お互いが尊重・理解し合いながら一人ひとりの個性や魅力を伸ばせるまちをめざします。

めざす姿Ⅲ

産業や歴史を大切に
“地域の魅力と誇りを育むまち”

本市の魅力は、鋳物や植木に代表される産業をはじめ、歴史や伝統のある文化財、うるおいをもたらす緑地環境、地域にとって大切なお祭りや文化芸術など多種多様です。

まちを元気にするため、企業の経営基盤強化や技術力の伝承、市産品の販売促進に力を注ぐなど地域経済の基盤をしっかりと築くとともに、歴史的資源といったさまざまなまちの魅力を広く発信して多くの交流を生み出すなど、産業や歴史を大切にしたい地域の魅力や誇りを育むまちをめざします。

たくましい都市 川口

を意識しつつ、時代の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応するしなやかさをもち、困難な課題にも市民と行政が一体となって力強くたくましく臨んでいくまちづくりへの想いを込めたものです。

本市は、子どもから大人まで全ての「人」と、魅力あふれる市内産業などの「しごと」が輝くことのできる、しなやかでたくましい都市をめざします。

めざす姿Ⅳ

**都市と自然が調和した
“人と環境にやさしいまち”**

本市は、都市機能が充実しているだけでなく、多くの緑地や川がある自然が豊かなまちでもあります。都市的営みの充実と自然環境の保全は両立の難しい課題ではありますが、生活環境の向上や廃棄物の発生抑制・再資源化といった持続可能な社会の創造と自然環境の保全・活用という施策を軸として、都市と自然が調和する、人にも環境にもやさしいまちをめざします。

めざす姿Ⅴ

**誰もが
“安全で快適に暮らせるまち”**

本市は、それぞれ魅力や課題の異なる地域から成り立っており、地域ごとにその特性に対応した計画的な土地利用の推進を図ります。また、生活の基盤となるような交通や下水道などのインフラについては市内全域において効果的で効率的な整備を推進し、上水道は安全な水道水を安定的に供給し、誰もが快適に過ごせる環境を整備します。

さらに、日々を安全に暮らすため、都市整備においては地震や水害などの災害の発生を見据えた整備を行い、危機に強いまちづくりに努めます。また、災害や犯罪、新たな感染症などの脅威に対応するため、消防活動、防災・防犯対策、行政組織の体制を強化するとともに、市民への適切な情報発信や町会・自治会への支援など自助・共助の推進を図り、市民とともに安全に暮らせるまちをめざします。

めざす姿Ⅵ

**市民・行政が協働する
“自立的で推進力のあるまち”**

本市は、自治の権限を拡大し、自らのまちの課題は自ら解決する体制づくりを進めていることから、川口市自治基本条例とそれに基づく3条例を尊重し、市民・行政の協働によるまちづくりを進めます。

さらに、人材の育成や公共施設の適正化を図り、歳入の適正化と歳入の確保に努めるなど、限りある資源を最大限に活用し、計画的かつ効率的な行財政運営を行うことで、自立的で市政運営を力強く推進するまちをめざします。

2 後期基本計画各論

(1) 施策・単位施策

基本構想で掲げた6つのめざす姿を実現するため、本市が推進する施策と、より具体的な手段を示す単位施策を定めました。

めざす姿Ⅰ 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”

施策・基本方針

単位施策

健康を育むまちづくり

- 1 市民の健康への関心を高めて自発的な健康づくりと疾病予防を促し、それを支える保健・医療体制を充実させることで市民の“健康寿命”を伸ばします。

- ① 保健・予防活動の推進
- ② 医療体制の充実
- ③ 医療保険制度の充実

健やかな子育て・子育て環境づくり

- 2 健やかな子どもの成長を支え、子育て・子育てといえば川口市と言われるような、安心で楽しい子育て・子育て環境を整えます。

- ① 子育て支援の充実
- ② 保育環境の充実
- ③ 児童の健全な育成

高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり

- 3 急速な高齢化が進展する中、住みなれた地域で高齢者が元気に生きがいを持ち、いかなる心身の状態にあっても、地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

- ① 高齢者福祉の充実
- ② 介護事業の充実
- ③ 社会参加の場と機会の充実

誰もが安心して生活できる環境づくり

- 4 子どもから高齢者まで、年齢・性別、障害の有無などにかかわらず、誰もがその人らしく、安心して充実した生活ができる環境を整えます。

- ① 誰もが安心して生活できる仕組みや環境づくり
- ② 障害者を支える仕組みづくりの推進
- ③ 低所得者の生活安定への支援
- ④ 環境衛生の充実

めざす姿Ⅱ 子どもから大人まで“個々が輝くまち”

施策・基本方針

単位施策

子どもがのびのび学べる環境づくり

- 1 子どもたちが、さまざまな体験や学びを通じて自身の夢や希望を持ち、積極的に挑戦し続けられるよう、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざします。

- ① 幼稚園・小学校・中学校教育の充実
- ② 高等学校教育の充実

子どもの成長をサポートする基盤づくり

- 2 学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていきます。

- ① 学校の教育力向上
- ② 地域の教育力・健全育成活動の充実

市民が自己実現をめざせる環境づくり

- 3 自己実現をめざす市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対応するため、さまざまな支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境をつくります。

- ① 生涯学習活動の支援
- ② スポーツ・レクリエーション活動の支援
- ③ 文化芸術活動の支援

互いに尊重・理解し合う環境づくり

- 4 さまざまな交流や啓発の機会を設け、誰もがお互いを尊重・理解し合える環境を整え、人権を尊重し、差別のない、みんなで支え合うまちをめざします。

- ① 人権を尊重した社会づくり
- ② 男女共同参画を進める意識・環境づくり
- ③ 国際理解・交流の推進

3 後期基本計画地域別計画

本市の10の地域（中央、横曽根、青木、南平、新郷、神根、芝、安行、戸塚、鳩ヶ谷）ごとに特徴や課題をとらえ、地域の実情に即した取り組みやまちづくりの方向性を定めるものです。

神根地域

緑や水辺環境と共存したうまい生活空間を生み出すとともに、集客力のある魅力的な地域資源を活かしたまちづくりを推進し、人々の交流が盛んでにぎわいのあるまちをめざします。

戸塚地域

豊かな水と緑が調和した住環境の創出を図りながら、本市の“北の玄関口”として、にぎわいと交流のあるまちをめざします。

芝地域

密集市街地の解消による安全・安心な住環境づくりを推進し、生活環境の充実を図ることで、ゆとりとうまい生活環境のあるまちをめざします。

安行地域

「植木の里・安行」の伝統を継承し、魅力的で豊かな緑の地域資源を活かすとともに、住環境と自然が調和した安全で快適なまちをめざします。

青木地域

SKIPシティを中心に産業技術や文化の集積と発信を行うことでまちを活性化するとともに、親水空間をはじめとしたゆとりある環境を整備し、多くの人が集う活気あるまちをめざします。

新郷地域

貴重な緑地や歴史的資源を大切にしながら、治水・遊水機能を含めた都市基盤の整備を推進するとともに、住宅と工場が共生する安全で快適なまちをめざします。

横曽根地域

西川口駅を中心としたまちの活性化を図るとともに、荒川の河川空間を活かして自然とふれあう場を創出するなど、にぎわいとやすらぎのある安全・安心なまちをめざします。

鳩ヶ谷地域

日光御成道の宿場町としての歴史文化資源や利便性の高い交通ネットワークを活かし、にぎわいの創出や隣接地域との連携を踏まえた住みやすく訪れたい魅力あるまちをめざします。

中央地域

ものづくり産業の伝統と宿場町としての歴史を大切にしつつ、経済や文化を中心とする都市機能のさらなる充実を図り、利便性が高く活気あふれるまちをめざします。

南平地域

住宅と工場が共生し、荒川や芝川などの地域の資源を活かした、うまい生活と活力を創出する快適な住み良いまちをめざします。

施策 3 市民が自己実現をめざせる環境

基本方針

- 自己実現をめざす市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対応するため、さまざまな支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境をつくります。

関連する個別計画

- 川口市子ども読書活動推進計画
- 川口市文化芸術基本計画

キーワード

主な背景事象

1

- 生涯学習活動の拠点としての公民館
- 生きがいつくりや自己実現に応える市民大学
- ネットワーク機能を活用した図書館サービス
- 常に新しい発見ができる科学館

- 本市では、これまで、さまざまな生涯学習機会を提供してきましたが、ライフスタイルや価値観の変化により、生涯学習へのニーズが多様化している中、公民館や図書館、科学館では、それぞれの機能を活かし事業を推進しています。

2

- 地域コミュニティの拠点としてのスポーツ施設
- 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動

- 本市は、これまで青木町公園総合運動場や多くのスポーツセンターを中心にスポーツ・レクリエーション活動が活発に行われてきました。スポーツ団体などのサポート組織が充実していることも大きな特徴です。
- 高齢化の進展により、健康増進や生きがいつくりといったスポーツへのニーズがますます増加することが想定されます。

3

- 文化芸術に対する意識の向上
- 文化の発信拠点であるリリア
- アートの新たな発信拠点となる美術館の整備

- 心豊かな生活を送るため、文化芸術に触れる機会が求められています。また、本市に脈々と息づいているものづくり産業と優れた文化芸術が結びつくことで、新たな創造や活動が地域に根付くことが期待されます。
- 本市は中核市に移行し、文化芸術の分野においても、中核市に相応しい文化施策の充実と環境整備が求められています。



科学館（科学展示室）



川口マラソン大会



リリア

目標指標

指標

現状(年度)

目標値(R7)

この施策の推進が図られていると感じる人の割合 [%]

34.4 (R2)

現状値を上回る

生涯学習施設の利用者数 [人]

6,202,448 (R1)

6,559,586

単位施策と主な取り組み

生涯学習活動の支援

- 公民館などでは身近な生活に関わる今日的課題や市民のニーズに合わせた市民大学事業などの学習機会を提供し、自己充足を図ります。併せて、学習成果や地域の人材資源を地域づくりに活かす仕組みづくりを推進します。
- 図書館では、市民の知的欲求に応えるため、計画性のある図書館資料の収集、保存に努め、調べものを手伝うレファレンスサービスを充実するとともに、あらゆる世代が読書に親しむ機会を提供し、生涯学習活動を支援していきます。
- 科学館では、見て触れる展示装置や身近な事象をテーマにした科学イベント、特色のある3つの天文台、リアルでダイナミックなプラネタリウムなど、市民が自ら科学の楽しさを発見する場や機会を提供します。

スポーツ・レクリエーション活動の支援

- スポーツ施設において、大会やさまざまなイベントを行い、市民の体力向上を推進し、心の充足を図ります。
- 各競技団体を支援していくことで、競技人口の裾野を広げるとともに、人材の育成に力を注ぎ競技力の向上を図ります。

文化芸術活動の支援

- リリアやアートギャラリー・アトリアなどにおいて、誰もがゆとりとうるおいを実感できる心豊かな市民生活の創出をめざし、優れた文化芸術に親しむ機会を提供することで、文化芸術意識の向上を図ります。
- 市民の自主的な文化事業や創造的な文化芸術活動を支援していきます。
- 文化芸術を担う人材を発掘し、将来の文化芸術の担い手の育成を図ります。
- 中核市に相応しい文化芸術の高揚を図るとともに、新たな美術館の建設をめざします。
- 本市に寄贈された作品を本市の歴史、文化、産業等とともに紹介する展覧会を市内産業団体等と連携して実施します。

川口市教育振興基本計画

(令和3年度～令和7年度)

一人ひとりが輝く、しなやかさと
たくましさをそなえた人材を育てる
川口の教育



令和3年4月

川口市教育委員会

第3章 市民が自己実現をめざせる環境づくり

自己実現をめざす市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対応するため、さまざまな支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境をつくります。

関連する主な SDGs*のゴール	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	11 住み続けられる まちづくりを	17 パートナリプで 目標を達成しよう
---------------------	--------------------	-------------------	----------------------	------------------------

【施策5】生涯学習活動の支援

(1) 学び合い共に支える社会をめざす生涯学習の推進

- ア 多様な生涯学習活動の推進
- イ ネットワーク機能を活用した図書館サービスの充実
- ウ 常に新しい発見ができる科学館の推進

【施策6】スポーツ・レクリエーション活動の支援

(1) スポーツ・レクリエーション活動を通じた元気な川口づくり

- ア スポーツ・レクリエーション活動機会の充実
- イ スポーツ団体の活動支援

【施策7】文化芸術活動の支援

(1) 文化芸術活動の支援

- ア 文化芸術活動の推進
- イ 文化施設の整備・充実

ウ 常に新しい発見ができる科学館の推進

■ 現状と課題 ■

現在、理科離れや科学技術への関心の低下といった課題が指摘されています。科学とは特別で難しいものと感じますが、私たちは日常的に科学を利用し、生活を便利で豊かにしています。

児童生徒の理科に対する興味・関心は高いものの、大人になると疑問を持ち、探求しようとする機会も減る傾向にあります。生涯にわたり科学に親しむ心を育てるには、子どものときから観察することや豊かな体験を通して科学的な現象への興味・関心を高められるように、主体的な学びを促進する必要があります。

また、科学館事業においては、理科教育の充実のために、関係機関との連携や小・中・高校・大学との博学連携*を推進することで、科学館が有する機能を十分に活用することが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆科学に触れる場と機会を提供し、生涯にわたり科学に親しむ心を育成します。
- ◆多くの市民の興味・関心を引く専門性の高い事業やワークショップ開催の充実を図ります。
- ◆博学連携*による学校教育活動の充実を推進します。

■ 主な取り組み ■

1 科学に対する理解の深化、普及・啓発の推進

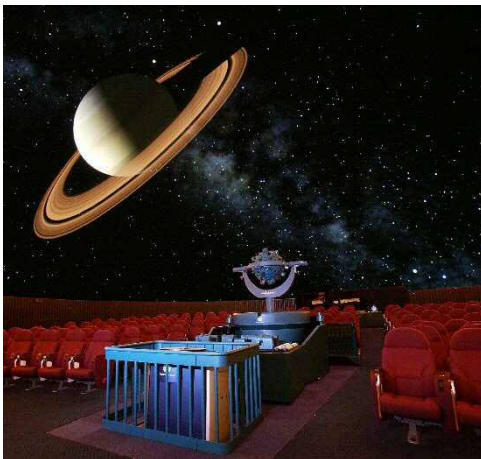
- 科学館は、科学展示室・プラネタリウム・天文台の3つの施設を生かし、市民が生涯にわたり主体的に科学の楽しさを発見できる場や機会を提供します。
- 科学的なものの見方や考え方を深化させるため、専門的な情報や資料の収集・提供や SNS*などのメディアツールを活用した情報発信に努めます。

2 特色ある事業・ワークショップ開催の充実

- 大学や博物館、企業等関係諸機関との連携・協力を図り、より多くの市民に科学に親しむことができる特色あるワークショップや講演会等の企画・開催を推進します。
- 利用者の知的好奇心や年齢構成等に対応する事業の改善や開発、また、時代のニーズに特化したワークショップの企画・開催を推進します。

3 博学連携*による学校教育活動の充実

- 社会情勢や学習指導要領*に則した内容の事業を積極的に実施し、児童生徒の科学の興味・関心の向上及び科学的なものの見方や考え方の育成に努め、学校教育の一環としての取り組みを推進します。
- 学校や地域と連携し、科学館職員の専門性を生かした実験の演示・天文の観測や、館外事業を実施し、学校における理科教育への支援の充実に努めます。
- 科学館を児童生徒の調査・研究・発表の場として活用し、科学を通じたコミュニケーション能力向上及び、理科教育の普及活動に努めます。



プラネタリウム



科学展示室

基本目標Ⅲ 市民が自己実現をめざせる環境づくり

指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	頁
生涯学習施設の年間利用者数 ※南平文化会館を除く	市内公民館及び専門施設の年間利用者数。 今日の課題や市民ニーズに合わせた学習機会の提供とその成果を示すものとしてこの指標を選定した。	年間利用者数を、令和7年度までに3%増加をめざし目標値を設定した。	2,240,811人	2,308,035人	74
公民館及び専門施設の年間講座参加者数	市内公民館及び専門施設主催の年間講座参加者数。 今日の課題や市民ニーズに合わせた学習機会の提供とその成果を示すものとしてこの指標を選定した。	年間利用者数を、令和7年度までに3%増加をめざし目標値を設定した。	216,107人	222,590人	74
図書館年間利用者数(入館者数)	図書館資料貸出数で捉えると閲覧等の場合数値に含まれないため、利用者数(入館者数)とした。	平成26-30年度の5年平均増減率-1.7%を平成30年度実績値にかけたものを低位、平成30年度の実績値を現状維持としたものを高位とし、その中間値を算出した。	1,608,239人	1,687,752人	76
科学館の年間利用者数	科学館における科学展示事業・天文台事業・プラネタリウム事業の参加者数、科学出張教室・太陽観測出張授業・夜間出張観望会などの館外事業参加者数。科学への市民の興味・関心を引く事業の充実や、博学連携*をめざした理科教育への支援の成果を示すものとして、この指標を選定した。	科学館の平成30年度の利用者数を基準として、1%増の目標値を設定した。 ※令和元年度は、特別展を実施したことにより、平年に比べて大幅に利用者が増加したため、平成30年度を基準値とした。	198,959人	197,628人	78
スポーツ施設の年間利用者数	市民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズや健康に対する意識も高まっており、スポーツ活性化を促進し、健康・体力づくりやスポーツ人口の拡大を示すものとして、この指標を選定した。	令和元年度の現状値に、新型コロナウイルス感染症防止対策等に伴う施設休止による減少分を加算したものを低位、施設の大規模改修等による施設休止を行う以前の平成28年度の施設利用者数を高位とし、その中間値を目標値とした。	2,154,439人	2,366,171人	80
文化芸術事業に携わる団体・個人の数	文化芸術活動を担う人材の育成を促進するにあたり、実態を捉える数値として、設定した。	文化芸術団体の会員のほか、審議会等の委員、イベントの出演者、展覧会の出展者、ワークショップの講師等として、本市文化芸術事業に携わる団体・個人の数毎年増加させることを目標とした。	1,582人	前年実績値の2%増	84

基本目標Ⅳ 地域におけるさまざまな資源の活用

指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	頁
文化財センター及び分館への年間来館者数	文化財の調査・保存や伝統文化などの文化財情報を市民へ発信する場である常設展示・特別展示等において、情報を共有していただいた市民の人数として、この指標を設定した。	これまでの実績を踏まえ、約5,000人の増加を目標とする。	72,625人	77,500人	92
古文書・写真等資料の収蔵点数	解説・データベース化し活用されていく前提となる、古文書・写真等資料の収蔵(寄贈・寄託)されている数として、この指標を設定した。	これまでの実績を踏まえ、約500点の増加を目標とする。	90,758点	91,250点	96

① 令和6年度入館者数及び使用料等実績

ア. 入館者数

単位:人

年 度	開館日数	科学展示	プラネタリウム	天文台	計
令和2年度	227	27,825	12,345	37	40,207
令和3年度	280	55,031	25,962	660	81,653
令和4年度	274	77,408	39,488	1,776	118,672
令和5年度	276	76,756	37,723	1,488	115,967
令和6年度	280	79,279	33,809	1,506	114,594
	大人	31,737	14,683	831	47,251
	小人	34,744	16,153	508	51,405
	未就学児	12,798	2,973	167	15,938

イ. 使用料

単位:円

年 度	科学展示	プラネタリウム	鉄道模型	計
令和2年度	2,948,680	2,777,120	419,300	6,145,100
令和3年度	5,405,200	5,159,300	715,200	11,279,700
令和4年度	7,175,650	8,161,250	896,500	16,233,400
令和5年度	7,666,370	8,102,680	909,200	16,678,250
令和6年度	7,741,050	6,976,380	908,800	15,626,230

ウ. 年間券発売状況

単位:人

種別	科学展示室入場券		プラネタリウム観覧券		計
	一般	小中学生	一般	中学生以下	
令和2年度	124	76	95	41	336
令和3年度	238	157	123	76	594
令和4年度	277	197	180	124	778
令和5年度	262	189	176	106	733
令和6年度	233	182	153	80	648

○年間入場券(科学展示室) : 一般830円、小中学生410円

○年間観覧券(プラネタリウム): 一般1,670円、中学生以下830円

②科学展示室の主な事業

ア. サイエンスショー

- ・ 実施日時 日曜日・祝日 14時・15時
- ・ 場所 サイエンスステージ
- ・ 対象 入場者
- ・ 費用 無料(入場料のみ)
- ・ 実施者 科学館職員、外部講師、インストラクター

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	103	111	120
参加人数	5,069	5,523	5,613

一度のショーが20分程度を目安に構成されているため、来館者の年齢層への対応、館全体の事業との接続の両観点から効果的であると考えます。
定期事業であるサイエンスショーは令和6年度は回数と参加人数が増加している。外部講師、インストラクター実施回数もそれぞれ5回あった。

イ. わくわくワーク

- ・ 実施日時 土曜日 10時30分・13時
※春・夏・冬休みの火曜日・木曜日・土曜日
10時30分・13時・14時30分
- ・ 場所 ワークゾーン他
- ・ 対象 入場者(ただし、未就学児童は保護者同伴)
- ・ 費用 無料(入場料のみ)
- ・ 実施者 科学館職員、インストラクター

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	160	154	158
参加人数	4,663	4,483	3,785

定期事業であるわくわくワークでは、令和6年度の参加人数が減少している。参加人数は実施日の来館者に影響を受けるため、来館者が増えるようにしていくことと、来館者数自体が減っているわけではないので、参加人数が増えるよう難易度、分野等様々なワークを扱っていくようにする。

ウ. 科学ものづくり教室

- ・ 実施回数 32回
- ・ 場所 ワークゾーン他
- ・ 参加人数 1,067人
- ・ 実施者 科学館職員

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	11	32	32
参加人数	941	851	1,067

※R4は実施した講座数、R5以降実施回数

外部講師(埼玉県立浦和工業高校教諭 宿谷 義則 井野 靖弘 安永遥美)
外部講師(埼玉県立大宮工業高校教諭 金井 春香 片桐 健一)
外部講師(埼玉県立児玉高校教諭 神澤 諒)
外部講師((株)MANOI企画 岡本 正行)

たくさんの外部講師を招いて実施した。主な内容として「プログラミング」「ロボット」(クランク機構を使ったスピード感のある走行を目指すもの)「木工工作」「メカモグラ」(水道管内を移動するラジコン型ロボット)「電気工作」(回路を伴った工作)となっている。
参加人数が増加している。企業連携として定期的に行われる「メカモグラ」への参加が増えている。

③特別展事業

ア. 特別展「スポーツ展2024～科学で広がるスポーツの見方～」

- ・ 期間 令和6年6月8日(土)～7月15日(月・祝) 開催日数 31日間
- ・ 入場者数 10,991人

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
テーマ	たまご	チョコレート	スポーツ
来館者数	6,692	8,281	10,991

テーマの設定から体験(ハンズオン)を含めた展示まで職員が作成している。そのため、工夫を凝らして自由に企画することができることがメリットである。
 テーマについては、新規の来館者を獲得するため、一見科学とは無関係そうなテーマであっても科学的な要素を関連させることで来館者の科学的な知識や思考を促す展示とすることを目指した。

イ. サイエンスまつり「科学×暮らし×未来～科学のチカラを暮らしにプラス、未来にプラス。～」

- ・ 期間 令和6年11月1日(金)～11月30日(土) 開催日数 25日間
- ・ 入場者数 9,056人
- ・ 内容
 - 【特設コーナー】
 - ミニ企画展「人と自然に『プラス+』チック展」
 - 「標本の世界」
 - 【開催イベント】
 - 11月14日 わくわく屋台村
 - 11月16日、23日 科学ものづくり教室「かけ抜ける！スプリンターロボ！」
 - 11月17日 科学ものづくり教室「木エスライド式ブックスタンド」
 - 11月24日 いきいきサイエンス「葉脈標本のコースター」

ウ. 特別展「科学の眼を持った天才～レオナルド・ダ・ヴィンチの発明と未来への夢～」

- ・ 期間 令和6年12月14日(土)～令和7年2月11日(火・祝) 開催日数 45日間
- ・ 入場者数 12,602人

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
テーマ	元素	錯覚	科学の発展
来館者数	12,158	14,836	12,602

毎年、プロポーザル方式で7月中旬頃にテーマ等を決定している。幅広い年齢層の方に来館してもらえるようテーマも広く設定し、プロポーザルを行っている。
 令和6年度は前年度と比較すると来館者数が少なかったが、自分で触って機構を確かめられる展示が多かったり、毎週特別ワークを実施したりと、ものづくりを多く取り扱った。また、パネル解説の量を減らし、QRコードで追加の解説を行うなど新しい取り組みも行った。
 今後も、常に新しい発見があり、新しい取り組みに挑戦しながら、体験的な特別展となるようテーマ選定を行っていく。

④天文台事業

ア. 夜間観測会

- ・ 実施日時 第2・第4土曜日の日没後
1日2回開催 1回約30分
- ・ 対象 一般(事前申込者)
- ・ 費用 無料

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日数	11	13	14
回数	22	26	28
参加人数	413	568	612

主天文台の65cm反射望遠鏡と副天文台の20cm屈折望遠鏡を用いて、当日見ることができる天体を観測する。曇り、雨、強風等の天候不良時は中止。

イ. 天文台ガイドツアー

- ・ 実施日時 土曜日
10時45分～11時15分
- ・ 対象 科学展示室入場者
- ・ 費用 無料(科学展示入場料のみ)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	34	41	46
参加人数	193	278	312

副天文台での太陽観測を中心に3つの天文台を見学する。雨、強風等の天候不良時は中止。

ウ. 天文台特別ガイドツアー

- ・ 実施日時 無料公開日 13時～14時
- ・ 対象 一般
- ・ 費用 無料

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	3	2	2
参加人数	157	195	167

開館記念日(5月3日)、埼玉県民の日(11月14日)等の無料公開日に実施。副天文台での太陽観測を中心に3つの天文台を見学する。雨、強風等の天候不良時は中止。

エ. 特別観測会

- ・ 実施日時 天文現象等に合わせ実施
- ・ 対象 一般(事前申込者)
- ・ 費用 無料

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	3	3	2
参加人数	898	272	257

話題の天文現象等に合わせ天体を観測する。令和6年度は「秋のお月見」。令和4年度は「皆既月食」のため大幅に参加者増。曇り、雨、強風等の天候不良時は中止。

オ. 天文教室・観測実習・学習利用

- ・ 実施日時 夏休み期間等
- ・ 実施者 科学館職員・外部講師
- ・ 費用 無料

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	7	8	7
参加人数	103	162	147

天文台を活用した天文教室、観測実習の実施及び学習利用。

カ. 太陽観測出張授業・夜間出張観望会

- ・ 対象 市内小・中学生等
- ・ 実施者 科学館職員
- ・ 費用 無料

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	7	7	8
参加人数	403	618	629

学校へ出向き、小型望遠鏡を用いて太陽観測授業を実施するほか、学校や公民館の希望に応じ、夜間観望会を実施。

キ. 太陽・天体画像の配信

- ・ 天文台特別ライブ配信 回数及びアクセス数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	2	2	1
アクセス数	17,577	807	991

太陽や話題の天文現象に合わせ、観測画像を科学館ホームページにリアルタイム配信。特別ライブ配信は令和6年度「土星食を見よう!」。令和4年度は「皆既月食」のため大幅にアクセス数増。また、太陽望遠鏡で観測した画像については、科学展示室の太陽情報ライブモニター、情報端末でも閲覧を可能としている。

⑤プラネタリウム事業

ア. 一般投影

- ・ 実施日時 土曜日・日曜日・祝日、夏・冬・春休みの火～金曜日
11時30分・13時30分・15時30分 上記以外の木曜日 15時30分

・ 投影時間	約50分間		令和4年度	令和5年度	令和6年度
・ 費用	プラネタリウム観覧料	回数	455	453	459
		参加人数	24,418	24,012	20,182

当日の星空や天文トピックスの解説と、季節ごとに制作した映像番組を組み合わせた投影を実施。

イ. キッズアワー

- ・ 実施日時 日曜日・祝日 10時
- ・ 投影時間 約30分間
- ・ 費用 プラネタリウム観覧料

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	62	63	64
参加人数	2,522	2,497	2,426

当日の星空や季節の星座などをテーマとして、こども(小学校低学年)向けに解説をする投影を実施。

ウ. 無料公開

- ・ 実施日時 無料公開日
10時～16時30分
- ・ 費用 無料

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	22	10	10
参加人数	3,192	1,539	1,438

開館記念日(5月3日)、埼玉県民の日(11月14日)、市産品フェア(令和4年10月21日～23日)の無料公開日に実施。投影は基本的に各日5回、1回約30分。星空の解説やこれまで制作された映像番組を投影。

エ. 星空リラクゼーション

- ・ 実施日時 12月・3月の土日(不定期)
15時30分～
- ・ 費用 プラネタリウム観覧料

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	3	4	3
参加人数	346	342	311

クリスマスや季節にちなんだ、満天の星空とBGMや生演奏でつづる大人向けの特別投影。

オ. 特別投影

- ・ 実施日時 7月・12月の土日(不定期)
15時30分～
- ・ 費用 プラネタリウム観覧料

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	4	4	5
参加人数	346	507	568

七夕やクリスマスなど、季節にちなんだ星空を解説する特別投影。一般向けとこども向けをそれぞれ実施。

カ. 学習投影

- ・ 対象 小・中学生、幼稚・保育園児等
- ・ 費用 プラネタリウム観覧料
(市内学校等は無料)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	128	118	113
参加人数	8,453	8,610	8,699

市内小・中学生には、学校授業の一環として、学習指導要領に基づく内容を基本とした投影を実施(約50分)。その他の学校には星空解説と映像番組を中心に投影(約50分)。幼稚園・保育園児には、年齢に対応した解説及び番組投影を実施(約30分)。

キ. おもいやりプラネタリウム

- ・ 実施日時 令和7年2月19日(水)
13時30分～14時20分
- ・ 費用 プラネタリウム観覧料

	令和6年度
回数	1
参加人数	17

観覧中の音や声を気にせず楽しめるプラネタリウムとして、令和6年度から実施。番組内容は一般投影と同様。

ク. 天文講演会

- ・ 実施日時 2月～3月
15時30分～16時45分
- ・ 費用 プラネタリウム観覧料

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	1	1	1
参加人数	81	140	114

天文に関する有識者を講師として招聘し、プラネタリウムを会場とした講演会を実施。

ケ. その他の投影

- ・ 実施日時 随時

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	2	2	2
参加人数	54	46	47

市民大学・研修(川口市立看護専門学校)・会議(川口市立科学館運営審議会)での投影を実施。

令和7年3月14日

各部・局の長 様

企画財政部長

「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」について（通知）

本市における使用料の見直し基準については、「「使用料の見直し」について」（平成15年8月22日付け行革推進本部長通知。以下「平成15年通知」という。）において示されたところです。しかし、今般、社会情勢の変化に対応した十分な見直しが行われていない使用料及び手数料が見受けられることから、その適切な見直しが図られるように、改めて見直しにあたっての統一的な考え方を示した基本方針を別添のとおり策定いたしました。（このことに伴い「平成15年通知」は廃止します。）

基本方針の策定にあたっては、昨年8月及び10月の改革計画検討委員会で検討を進め、11月の関係部局会議で承認された案を基に、本年2月の未来創造・教育力向上特別委員会において報告を行ったところです。

各部局におかれましては、この基本方針の趣旨を十分にご理解いただき、所管する使用料・手数料の適正化を進めていただきますようお願いいたします。

なお、市長からは、各部局において見直しを進めるにあたっては、市民に対して丁寧な説明や周知を行うとともに、スピード感を持って進めるよう指示があったことを申し添えます。

連絡先：企画経営課 行革推進係
内線 10012

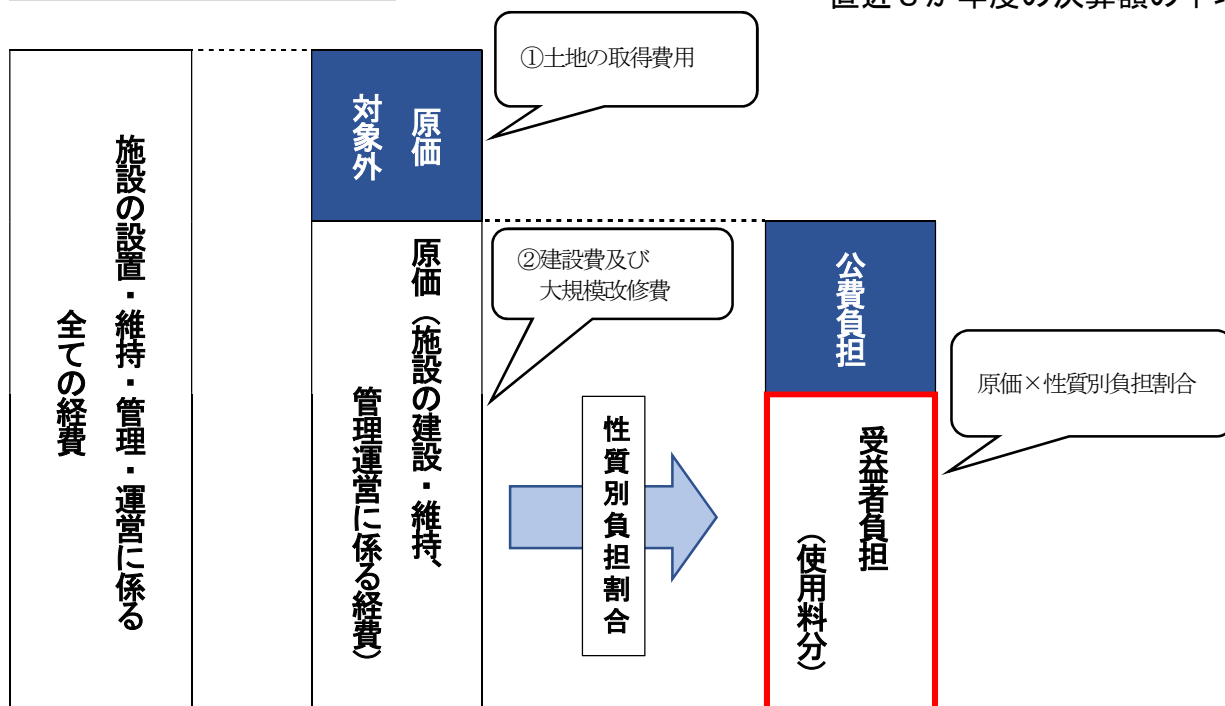
5 使用料の設定

(1) 使用料の算定の考え方

公の施設の使用料を設定する際には、施設に要するすべての経費から原価対象外の費用を除く「原価」について、その施設の設置目的や機能・性質に応じ、「受益者負担の原則」と「公平性・公正性の確保」の観点から、市民・利用者の理解と納得が得られるよう、合理的かつ適正に公費負担と受益者負担の割合基準を設定します。

【使用料の基準イメージ図】

使用料の算定方法は、
直近3か年度の決算額の平均値



(2) 使用料の原価に含める経費

施設に係る経費には、①土地の取得経費 ②施設の建設費や大規模改修費、さらには、施設の維持管理費、人件費など多くの経費がかかっています。

このうち、①の土地取得経費については、年数の経過により資産価値が減少するものでなく、施設が廃止された後も市（市民全体）の資産として残るため、原価対象外とします。

②の建設費及び大規模改修費については、当該施設の設置及び機能保持のために必要な経費であることから、原則として耐用年数に応じて年割した費用（減価償却費）を原価対象に含むものとします。

【原価に含める経費】

分 類	項 目	内 容
人件費	報酬	サービス提供や施設を維持管理するための業務に直接従事する職員の人件費
	給料	
	職員手当	
	共済費	
物件費	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料など
	役務費	通信運搬費、手数料、保険料など
	委託料	施設の管理委託料など（清掃・機械警備・保守点検など）
	使用料及び賃借料	機器のリース料など
	備品購入費	事務・施設運営に係るもの
	減価償却費	建物等の減価償却費の当該年度分
	その他	受益者が負担すべきと考えられる経費等
指定管理業務に係る経費		指定管理者が行う業務のうち、自主事業を除く業務に係る経費

【原価に含めない経費】

項 目	理 由
土地取得費用	土地は、時間の経過によって価値が減少しない資産であり、減価償却資産ではないため。土地賃借料も同様。
臨時的な対応に伴う経費	災害等により発生した経費は、本来の施設管理運営に係る経費とは趣旨が異なるため。
受益者が特定されている経費	通常の施設利用以外に施設で実施する講座等で使用する教材などに係る費用は、講座等の利用者が負担するものであるため。

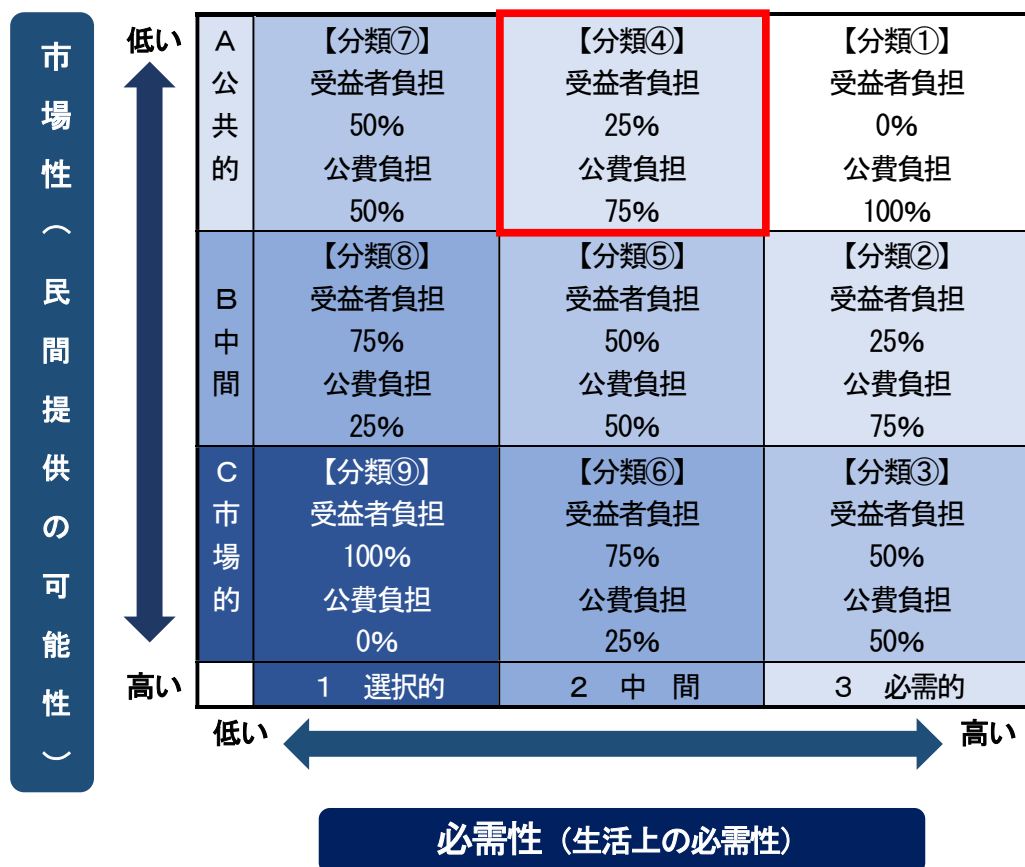
（３）施設の性質別分類と受益者の負担割合

市の施設には、市民の生活基盤を支える公共的かつ公益的な役割があることから、使用料収入のみによる管理運営ではなく、応分の市の負担は必要であると考えます。

また、施設の性質は、公益性の高い施設や、民間も運営している市場性の高い施設など、提供するサービスの内容によって大きく異なります。そのため、すべての施設を一律の受益者負担割合によって使用料を算定するのではなく、施設の利用形態や機能に着目し、サービスの内容について、「必需性」と、「市場性」の２つの視点で分類し、その分類ごとに受益者負担割合を設定することを基本とします。

a 性質別分類による公費負担と受益者負担割合分類

科学館は分類④



b 受益者負担分類の内容

分類	区 分	内 容
分類①	受益者負担 0%のもの	公的関与の必要が高く、公費負担により市民全体で施設の運営を支えていく施設
分類②	受益者負担 25%のもの	分類①と③の中間的な施設
分類③	受益者負担 50%のもの	全市民が対象となるものの民間による類似サービスの提供がある施設
分類④	受益者負担 25%のもの	民間によるサービス提供の可能性が低く、収益の獲得を目指すものではないが、受益者に対して一定の負担を求める施設
分類⑤	受益者負担 50%のもの	民間にも類似施設が存在しており、ある程度の収益確保が見込まれるものの公的な目的がある施設
分類⑥	受益者負担 75%のもの	分類③と⑨の中間的な施設
分類⑦	受益者負担 50%のもの	民間による提供の可能性が低く、特定の市民を対象とする施設
分類⑧	受益者負担 75%のもの	特定の市民が対象かつ民間にも類似施設が存在し、ある程度の収益確保が見込まれる施設
分類⑨	受益者負担 100%のもの	特定の市民が対象かつ民間にも類似施設があり、採算性も比較的高いと考えられる施設

7 金額を設定するにあたり考慮すべき事項

(1) 激変緩和措置

使用料・手数料の改定は、市民生活に影響を与えるものであり、急激な料金変動については慎重を期する必要があります。したがって、算定料金が現行料金と比べ大幅に増額となる場合、利用者の急激な負担の増加と利用率の低下を防ぐため、必要に応じて激変緩和措置を設けることとします。なお、調整期間は原則3年以内とします。

(2) 他自治体及び市場価格との均衡

他自治体における同様な施設の使用料及び手続の手数料を把握し、必要に応じて料金の均衡を図ります。

また、民間においても同種のサービスが提供されている場合には、市場価格を考慮した料金設定とします。

(3) 料金改定の基準

見直しのための原価計算の結果、算定料金が現行料金に対し、原則10%以上乖離している場合には、改定の検討を行うものとします。(10%未満の場合であっても、改定の検討を行うことを否定しない。)

(4) 減免の考え方

使用料・手数料は、本来、行政サービスを利用することに対して、利用する人とし不在人の負担を公平に取り扱うために徴収しているものですが、特例的な措置として、公費負担とすることに合理的な理由がある場合には減額・免除を行う場合を認めるものとします。

ただし、受益者負担の原則に立ち、公平性と公正性を勘案したうえで、真にやむを得ないものに限定して適用されるものとして、各施設の設置管理条例及び手数料条例において具体的かつ明確な減免基準を定めたうえで、実施することとします。

また、減免の対象や割引率については、継続的に見直しを行っていくこととします。

(5) 利用実態等を勘案した料金設定

利用者区分、利用時間区分等による使用料を設定する際には、各々の施設における利用形態、利用者層等を勘案した区分設定をすることとします。

(例) ①利用者区分 ②利用時間区分 ③市内、市外利用者別区分 ④平日・祝日区分

(6) 附属設備使用料

施設の持つ基本的な機能以外の特殊な設備(音響、舞台、照明等)や備品については、利用者が費用を全額負担することを基本とし、別途使用料を設定できることとします。

(例) 設備使用料 = (取得単価 + 維持管理費) ÷ (使用年数 × 延べ利用回数)

(7) 基本方針の見直し

社会情勢の変化に対応し、本基本方針に見直しの必要が生じた場合には、適宜検討を行うこととします。

(8) 関係団体及び市民への周知

当該施設の運営に関する附属機関等(審議会や協議会等)を設置している場合には、使用料・手数料の見直しについて意見を伺うこととします。また、改定にあたっては十分な周知期間を設定のうえ実施し、市民の理解と協力を得られるよう一層の説明責任の向上に努めることとします。

使用料算定表

(1)施設利用に係る原価 (円)

施設名	施設利用原価① 3か年平均
科学展示室	148,716,917
プラネタリウム	117,734,226
天文台	43,375,767

(直近3か年(R3～R5)の平均決算額により算定)

※施設全体の面積からそれぞれの室
面積を按分により算出

(2)年間利用者数 (人)

施設名	年間利用者数② 3か年平均
科学展示室	69,732
プラネタリウム	34,391
天文台	1,308

(3)一人当たりの使用料 (円)

施設名	一人当たり の原価③	受益者 負担率	現行	一人当たりの使用料	
				計算後※	改定率
科学展示室	2,132.7	25%	210	533.2	254%
プラネタリウム	3,423.4	25%	410	855.9	209%
天文台	33,161.9	25%	0	8,290.5	—

算定方法

★1人当たりの原価 = 利用施設に係る原価①÷年間利用者数②

★1人当たりの使用料 = 1人当たりの原価③ × 性質別負担割合(受益者負担率)

類似施設の利用料金

令和4年度第2回科学館運営審議会資料として提出した、関東地方において川口市立科学館と同等の運営形態をとる直営の近隣自治体施設の情報を更新したもの

展示施設の入場料等の状況(関東地方で直営の施設)

No.	都道府県	施設名	所在地	設置者	入場料			
						大人	小中学生	未就学
1	埼玉県	川口市立科学館	埼玉県川口市	市	有料	210	100	0
2	埼玉県	埼玉県立川の博物館	埼玉県寄居町	県	有料	410	高校生 200	中学生以下 0
3	埼玉県	埼玉県立自然の博物館	埼玉県長瀬町	県	有料	200	高校生 100	中学生以下 0
4	埼玉県	さいたま市青少年宇宙科学館	埼玉県さいたま市	市	無料			
5	埼玉県	越谷市立児童館 コスモス	埼玉県越谷市	市	無料			
6	東京都	日本科学未来館	東京都江東区	国	有料	630	210	0
7	東京都	葛飾区郷土と天文の博物館	東京都葛飾区	区	有料	100	50	0
8	東京都	八王子市こども科学館	東京都八王子市	市	有料	200	100	100
9	東京都	東大和市立郷土博物館	東京都東大和市	市	無料			
10	千葉県	千葉県立現代産業科学館	千葉県市川市	県	有料	300	0	0
11	千葉県	千葉県立中央博物館	千葉県千葉市	県	有料	300	0	0
12	神奈川県	神奈川県立生命の星・地球博物館	神奈川県小田原市	県	有料	520	0	0
13	神奈川県	平塚市博物館	神奈川県平塚市	市	無料			
14	神奈川県	厚木市こども科学館	神奈川県厚木市	市	無料			
15	神奈川県	相模原市立博物館	神奈川県相模原市	市	無料			
16	群馬県	群馬県立自然史博物館	群馬県富岡市	県	有料	510	0	0
17	群馬県	向井千秋記念子ども科学館	群馬県館林市	市	有料	330	0	0
18	茨城県	ミュージアムパーク茨城県自然博物館	茨城県坂東市	県	有料	540→ 610	100→ 110	0
19	栃木県	栃木県立博物館	栃木県宇都宮市	県	有料	260	0	0
20	栃木県	那須塩原市那須野が原博物館	栃木県那須塩原市	市	有料	300	100	0

※ 常設展示の入場料(特別展等の場合、有料又は金額変更の場合あり)。

※ No.8の未就学は4歳以上の金額。

プラネタリウムの観覧料等の状況(関東地方で直営の施設)

No.	都道府県	施設名	所在地	設置者	座席数	観覧料		
						大人	小中学生	未就学
1	埼玉県	川口市立科学館	埼玉県川口市	市	160	410	210	0
2	埼玉県	さいたま市青少年宇宙科学館	埼玉県さいたま市	市	250	520	200	200
3	埼玉県	熊谷市立文化センタープラネタリウム館	埼玉県熊谷市	市	100	100	50	50
4	埼玉県	越谷市立児童館コスモス	埼玉県越谷市	市	80	100	100	0
5	東京都	日本科学未来館	東京都江東区	国	112	入館料込 940	入館料込 310	100
6	東京都	葛飾区郷土と天文の博物館	東京都葛飾区	区	140	入館料込 450	入館料込 150	座席利用 50
7	東京都	品川区立五反田文化センタープラネタリウム	東京都品川区	区	86	200	50	50
8	東京都	八王子市こども科学館	東京都八王子市	市	223	500	150	150
9	東京都	東大和市立郷土博物館	東京都東大和市	市	117	300	100	0
10	千葉県	千葉県立現代産業科学館	千葉縣市川市	県	280	500	0	0
11	千葉県	船橋市総合教育センタープラネタリウム館	千葉県船橋市	市	145	500	120	60
12	千葉県	白井市文化センター・プラネタリウム	千葉県白井市	市	86	350	160	160
13	千葉県	松戸市民会館	千葉県松戸市	市	80	50	0	0
14	神奈川県	相模原市立博物館	神奈川県相模原市	市	210	500	200	0
15	神奈川県	厚木市こども科学館	神奈川県厚木市	市	90	200	50	50
16	神奈川県	平塚市博物館	神奈川県平塚市	市	70	200	0	0
17	群馬県	向井千秋記念子ども科学館	群馬県館林市	市	240	入館料込 800	入館料込 220	0
18	群馬県	前橋市児童文化センター	群馬県前橋市	市	100	310	100	0

※ 未就学は座席使用で有料の施設あり。

※ 未就学で4歳以上が有料の施設あり。

科学館利用料金改定案

区分			(円)	(円)
			現行	改定額
科学展示室	入場料	大人	210	300
		小中学生	100	150
	年間入場料	大人	830	1,200
		小中学生	410	600
プラネタリウム	観覧料	大人	410	500
		小中学生	210	250
	年間観覧料	大人	1,670	2,000
		小中学生	830	1,000

科学展示入場料		(円)			(人)	(円)
区分		現行	改定額	値上げ額	影響人数(R6)	影響額
個人	一般	210	300	90	24,499	2,204,910
	小中学生	100	150	50	13,780	689,000
	減免(一般)	100	150	50	1,456	72,800
	減免(小中学生)	50	70	20	647	12,940
	年間入場券(一般)	830	1,200	370	233	86,210
	年間入場券(小中学生)	410	600	190	182	34,580
団体	一般	160	240	80	252	20,160
	小中学生	80	120	40	1,011	40,440
	市外小中学校利用(一般)	100	150	50	832	41,600
	市外小中学校利用(小中学生)	50	70	20	11,358	227,160
小計						3,429,800

プラネタリウム観覧料		(円)			(人)	(円)
区分		現行	改定額	値上げ額	影響人数(R6)	影響額
個人	一般	410	500	90	11,124	1,001,160
	小中学生	210	250	40	8,365	334,600
	減免(一般)	200	250	50	607	30,350
	減免(小中学生)	100	120	20	215	4,300
	年間観覧券(一般)	1,670	2,000	330	153	50,490
	年間観覧券(小中学生)	830	1,000	170	80	13,600
団体	一般	330	400	70	144	10,080
	小中学生	160	200	40	651	26,040
	市外小中学校利用(一般)	200	250	50	28	1,400
	市外小中学校利用(小中学生)	100	120	20	368	7,360
小計						1,479,380
影響額合計						4,909,180